○国土交通省告示第千百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡八頭町池田

字杉ヶ谷　五三一番

字杉ヶ谷西平　五六五番　五六八番

字瀧谷東平　五七六番一

五七七番及び五七八番

字瀧ノ奥東平　六三五番

六三九番一及び六三九番二

六三九番九

六三九番一四

六三九番一七から六三九番二二まで

字瀧ノ奥西平　六四一番一から六四一番一三まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町池田

字瀧谷西真光山　五七〇番二　一号

字杉ヶ谷西平　五六九番　二号及び三号

五六八番　四号

字瀧谷東平　五七六番一　五号

五七六番二　六号及び七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

別府谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県八頭郡八頭町別府

字家奥　一番

三番

三番一

七番

字コムソヲ谷　五一八番一

五一八番三から五一八番五まで

五一九番

五二〇番から五二三番まで

字奥林　五二五番

五二六番一

五二七番から五三〇番まで

字市ヶ谷　五三一番から五三八番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県八頭郡八頭町別府

字村内　一五番　一号

一六番　四号

地先水路敷

字市ヶ谷　五三八番　二号

字家奥　七番　三号

○国土交通省告示第千百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十九年十二月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　昭和四十一年建設省告示第千七百八十七号で指定した白川に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号までを結んだ線までの区間の白川官民地境界線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

長野県木曽郡木曽町三岳

二四八一番三一　一号

三〇三一番一　二号

二六七八番四　三号

三〇二四番一四　四号

二　昭和二年内務省告示第四百三十九号で指定した白川に掲げる土地のうち次に掲げる土地

長野県木曽郡木曽町三岳

二六六七番二

○近畿地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
田辺市稲成町字新江原三一五〇番から同市芳養町字サビ七番一まで	前 A	九・二〇〇～三三・〇〇〇	四七〇・〇〇〇メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二五・〇〇〇～三三・〇〇〇	七五・〇〇〇メートル	
	C	八・二〇〇～二五・〇〇〇	一〇・七五〇キロメートル	
	D	九・二〇〇～一〇・二〇〇	二・八〇〇メートル	
	後 A	九・二〇〇～三三・〇〇〇	四七〇・〇〇〇メートル	
	B	二五・〇〇〇～三三・〇〇〇	七五・〇〇〇メートル	
	C	九・一〇〇～二五・〇〇〇	一五・四四七キロメートル	
	D	一〇〇～一〇・二〇〇	五七六メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十二月八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

競馬法の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

旅館業法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

議決通知

十二月八日本院は原子力委員会委員長に岡芳明を、同委員に佐野利男を任命することに同意した旨内閣に通知した。

継続審査及び継続調査の議決通知

十二月八日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、ギャンブル依存症対策基本法案（初鹿明博外十名提出、衆法第六号）

二、ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元外五名提出、衆法第二号）

三、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪外十七名提出、衆法第四号）

四、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止する法律案（初鹿明博外十名提出、衆法第七号）

五、内閣の重要政策に関する件

六、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

七、栄典及び公式制度に関する件

八、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

九、国民生活の安定及び向上に関する件

一〇、警察に関する件